

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 25 日現在

機関番号：12101
研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2008～2011
課題番号：20520610
研究課題名(和文) キャフタ条約に関する総合的研究－中央ユーラシア史における位置付けをめぐって
研究課題名(英文) Research on the Kyakhta Treaty from the Viewpoint of the History of Central Eurasia
研究代表者
澁谷 浩一 (SHIBUYA Koichi)
茨城大学・人文学部・教授
研究者番号：60261731

研究分野：東洋史，中央ユーラシア史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中央ユーラシア，キャフタ条約，清，ロシア，ジューン＝ガル

1. 研究計画の概要

(1) 本研究は、18世紀前半に清とロシアの間で締結されたキャフタ条約を、モンゴル帝国崩壊以後の中央ユーラシア史の中に明確に位置付けることを目的とする。

(2) 具体的な研究としては、第一になお未解明な部分が残るキャフタ条約締結過程の全貌を明らかにし、この条約がロシア側の主導で締結されたという従来の定説を再検討する。第二に、キャフタ条約全権大使であったヴラディスラヴィチに注目し研究することで、キャフタ条約を清とロシアの二カ国の関係だけではなく、世界史の広がりの中で考える。第三に、1730年代以後のジューン＝ガルと清、ロシアの関係を解明し、キャフタ条約締結によって大きく変化した中央ユーラシアの枠組みの中での三者の関係を解明し、それによって逆にキャフタ条約を中央ユーラシア史の中に位置づける。

2. 研究の進捗状況

(1) 20年度・21年度はキャフタ条約締結交渉の詳細な経過を解明することに力点を置いた。複雑な交渉経過を辿ったキャフタ条約の締結交渉は、北京で行なわれた主要な交渉、その後の国境付近に於ける国境画定交渉、最終的な条約文の作成・交換という3段階に分けて考えることができるが、北京交渉においては、ロシア側が最終草案を提示する前の段階で清側が作成した草案が重要であり、キャフタ条約条文はほぼこの清側草案に基づ

いて作成されたことを確認した。また、北京交渉の後に国境で締結されたブーラ条約は、第3条としてキャフタ条約の一部として組み込まれるが、このブーラ条約を取り込んで条約草案を作成する際に、清側は条約の文言に修正を加えたのであり、清側はロシア側が重視するブーラ条約を軽視し、あくまでもキャフタ条約のみを正式な条約としてとらえていたことを明らかにした。従来キャフタ条約についてはロシア側が主導権を握っていたことが強調されてきたが、清側に一定の主導権があったことを交渉過程の分析から新発見として明らかにしえたと考える。

平成20年度の研究成果の発表が遅れ、結果的に平成21年度における成果をも一部盛り込む形で論文「キャフタ条約の条文形成過程について」を発表した。

(2) 平成22年度はキャフタ条約締結後の清とジューン＝ガルの講和交渉について研究を進めた。主として、出版されたばかりの大部な史料集及び夏期休業期間中に北京で収集した史料の整理・分析を進め、雍正帝から乾隆帝への代替わりによって清側の方針が微妙に変化し、キャフタ条約前の講和交渉が目指していた方向性とは異なる形で交渉がまとまってゆく過程を明らかにした。

成果としては北京における史料調査の結果も盛り込む形で史料紹介論文「『軍機処満文準噶爾使者檔』について」を発表した(掲載は決定しているがなお未刊行)。この時の交渉過程の全貌については、当該時期のジューン＝ガルとロシアとの関係についての研究ともあわせた形で平成23年度に論文とし

て発表する予定である。

3. 現在までの達成度

④遅れている。

<理由>

本研究をスタートする際には、4年間の間に一度サバティカルの取得を想定していた。ところが諸事情により、それが困難となり、当初の予定より研究に充てられる時間が減少した。3年目の年度末には震災にも見舞われ、研究成果を論文として執筆する作業が遅れている。また、ロシアでの史料調査が困難となったため、ロシア側の史料利用が予定していたほどはできなくなり、一部研究計画の変更を余儀なくされている。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 4年目の平成23年度は、前年度に比べると研究時間の確保が見込めると考えられ、研究成果を論文としてまとめる作業を進めて遅れを取り戻したい。

(2) ロシア側の状況を解明する上での史料の不足（特にキャフタ条約締結交渉に関する部分）については、既出版の史料集の利用によりある程度カバーが可能である。キャフタ条約以前の清・ロシア・ジュン=ガル三者の関係についてはこれまでの研究の中で明らかにしているので、キャフタ条約締結後の三者の関係について詳細に研究することにより、キャフタ条約の締結という大きな出来事を中央ユーラシア史の中に位置づけるといふ当初の研究目的はおおむね実現できると考える。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

① 澁谷浩一 「『軍機処満文準噶爾使者檔』について」『満族史研究』9号, 2011年6月(発行予定), 頁数未定, 査読あり。

② 澁谷浩一 「キャフタ条約の条文形成過程について」茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』第9号, 55-74頁, 2010年9月, 査読なし。